

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-538319(P2004-538319A)

【公表日】平成16年12月24日(2004.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2004-050

【出願番号】特願2003-518438(P2003-518438)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/192	(2006.01)
A 6 1 P	1/10	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	31/18	(2006.01)
A 6 1 P	37/04	(2006.01)
C 1 2 Q	1/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	31/192
A 6 1 P	1/10
A 6 1 P	7/00
A 6 1 P	11/00
A 6 1 P	25/28
A 6 1 P	27/02
A 6 1 P	31/18
A 6 1 P	37/04
C 1 2 Q	1/02

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月27日(2005.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

治療的に有効な量のR-NSAIDまたは製薬学的に許容されうるその塩もしくはエステルと、

HIV逆転写酵素阻害剤、HIVプロテアーゼ阻害剤、HIVインテグラーゼおよびHIV融合阻害剤からなる群から選択され、R-NSAIDのS-エナンチオマーまたは製薬学的に許容されうるその塩もしくはエステルを実質的に含有しない治療的に有効な量の抗-HIV化合物と

を含む製薬組成物。

【請求項2】

上記抗-HIV化合物が、ジドブシン、ラミブリン、スタブジン、DMP-266、リトナビル、ネルフィナビル、アバカビル、インジナビル、141-W94、デラビルジン、

サキナビル、テノフォビルおよびT-20からなる群から選択される、請求項1に記載の製薬組成物。

【請求項3】

上記 R - N S A I D がアリールプロピオン酸または製薬学的に許容されうるその塩もしくはエステルである、請求項 1 または 2 に記載の製薬組成物。

【請求項4】

R - N S A I D が R - フルルビプロフェンである請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の製薬組成物。

【請求項5】

上記 R - フルルビプロフェンが単位用量として、約 100 mg ~ 約 800 mg で投与される請求項 4 に記載の製薬組成物。

【請求項6】

R - N S A I D が R - エトドラクである請求項 1 または 2 に記載の製薬組成物。

【請求項 7】

包装材料と包装材料内に含有される薬剤とを含み、薬剤が請求項1～6のいずれかに記載の製薬組成物を含む製造物品。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の製造物品であって、上記薬剤が H I V 感染症を治療する上で有用であることを示す通知によって上記包装材料が特徴付けられる製造物品。

【請求項9】

包装材料と包装材料内に含有される薬剤とを含み、薬剤が治療的に有効な量の R - フルルビプロフェンを含み、S - フルルビプロフェンを実質的に含有せず、包装材料が、薬剤が H I V 感染症を治療する上で有用であることを示す通知によって特徴付けられる製造物品。

【請求項 10】

ビールス感染症を治療するための医薬品を製造する際のR-NSAIDまたは製薬学的に許容されうるその塩もしくはエステルの使用であつて、上記医薬品がR-NSAIDのS-エナンチオマーを実質的に含有しない、使用。

【請求項 1 1】

R - N S A I D がアリールプロピオン酸または製薬学的に許容されうるその塩もしくはエステルである、請求項 10 に記載の使用。

【請求項 1 2】

R - NSAID が、R - フルルビプロフェン、R - ケトプロフェン、R - ナプロキセン、R - チアプロフェン酸、R - スプロフェン、R - カルプロフェン、R - ピルプロフェン、R - インドプロフェンおよびR - ベノキサプロフェンからなる群から選択される、請求項10に記載の使用。

【請求項 1 3】

R - NSAID が R - ケトロラクである、請求項 10 に記載の使用。

【請求項 1 4】

R - NSAID が R - エトドラクである、請求項 10 に記載の使用。

【請求項 15】

R - N S A I D が R - フルルビプロフェンまたは製薬学的に許容されうるその塩もしくはエステルである、請求項 10 に記載の使用。

【請求項 1 6】

上記医薬品において、S-フルルビプロフェンまたは製薬学的に許容されうるその塩もしくはエステルに対するR-フルルビプロフェンまたは製薬学的に許容されうるその塩もしくはエステルの比が重量で少なくとも90:10である、請求項10に記載の使用。

【請求項 17】

上記医薬品において、S-フルルビプロフェンまたは製薬学的に許容されうるその塩もしくはエステルに対するR-フルルビプロフェンまたは製薬学的に許容されうるその塩もしくは

くはエステルの比が重量で少なくとも 99 : 1 である、請求項 10 に記載の使用。

【請求項 18】

上記医薬品が、約 100 mg ~ 800 mg の R - フルルビプロフェンまたは製薬学的に許容されうるその塩もしくはエステルを含む請求項 15 ~ 17 のいずれかに記載の使用。

【請求項 19】

1 日あたり約 10 mg 約 10 mg ~ 4000 mg の R - フルルビプロフェンまたは製薬学的に許容されうるその塩もしくはエステルを、HIV 感染症を治療するために患者に投与する、請求項 15 ~ 17 のいずれかに記載の使用。

【請求項 20】

上記医薬品が 1 つ以上の他の抗 - HIV 化合物をさらに含む、請求項 9 ~ 19 のいずれかに記載の使用。

【請求項 21】

上記 1 つ以上の抗 - HIV 化合物が、ジドブジン、ラミブリン、スタブジン、DMP - 266、リトナビル、ネルフィナビル、アバカビル、インジナビル、141 - W94、デラビルジン、サキナビル、テノフォビルおよび T - 20 からなる群から選択される、請求項 20 に記載の使用。

【請求項 22】

R - フルルビプロフェン、R - ケトプロフェン、R - ナプロキセン、R - チアプロフェン酸、R - スプロフェン、R - カルプロフェン、R - ピルプロフェン、R - インドプロフェンおよび R - ベノキサプロフェンからなる群から選択されるアリールプロピオン酸である R - NSAID を提供するステップと、

(1) プロピオン酸基の位置を変更する、(2) どちらかのフェニル基の(プロピオン酸基以外の)置換基の位置または種類を変更するもしくは(3) 2 つのフェニル基を接続する結合を変更する、または(1)、(2) および(3) の任意の組み合わせを実施することによって、R - NSAID を改変して R - NSAID 誘導体を提供するステップと、

HIV 増殖に対する R - NSAID 誘導体の影響を判定するステップとを含む、抗 - HIV 化合物を同定する方法。

【請求項 23】

R - NSAID が R - フルルビプロフェンである、請求項 22 に記載の方法。